

高知地方法務局管内遺言書保管所管轄一覽

遺言書の保管申請は、以下のいずれかを管轄する法務局（遺言書保管所）にすることができます。

- ①遺言者の住所地
- ②遺言者の本籍地
- ③遺言者が所有する不動産の所在地

なお、令和5年5月29日からは、管轄が拡大され、上記①ないし③のいずれかが高知県内にある場合には、高知県内全ての法務局（遺言書保管所）において保管の申請をすることができます。

ただし、すでに他の遺言書を遺言書保管所に預けている場合には、その遺言書保管所に申請してください。

令和5年5月29日からの管轄区域、各遺言書保管所の所在等は、以下のとおりとなります。

遺言書保管所	所在等	管轄区域
高知地方法務局 本局	〒780-8509 高知市栄田町2丁目2番10号 高知よさこい咲都合同庁舎 電話:(088)822-3331(代表)	高知県内 全域
高知地方法務局 香美支局	〒782-0033 香美市土佐山田町旭町1丁目4番10号 土佐山田地方合同庁舎 電話:(0887)52-3049(代表)	高知県内 全域
高知地方法務局 須崎支局	〒785-0004 須崎市青木町1番4号 須崎第2地方合同庁舎 電話:(0889)42-0374	高知県内 全域
高知地方法務局 安芸支局	〒784-0001 安芸市矢ノ丸2丁目1番6号 安芸地方合同庁舎 電話:(0887)35-2272	高知県内 全域
高知地方法務局 四万十支局	〒787-0012 四万十市右山五月町3番12号 中村地方合同庁舎 電話:(0880)34-1600(代表)	高知県内 全域